

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年2月15日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	プロセス放射線モニタ系主蒸気放射線モニタ記録計指示値確認のため、（A）チャンネルから（C）チャンネルに指示値を切り替え監視していたところ、指示値不良（減少方向に指示のふらつき）が認められたことから、当該切り替えスイッチを点検・調整	D	
2	1号機	主発電機密封油真空ポンプ排気管フィルタに詰まり傾向が認められたことから、当該フィルタを点検・清掃	D	
3	2号機	ストームドレンサンプルポンプ（A）の自動停止用レベルスイッチに設定値外れが認められたことから、当該レベルスイッチを点検・調整	D	
4	3号機	気体廃棄物処理系活性炭吸着装置建屋入口サンプポンプ動作確認用ペン書き記録計のペン駆動部に動作不良（記録不可）が認められたことから、当該記録計を点検・修理	D	
5	4号機	保安検査準備のため過去記録を点検していたところ、「制御棒駆動機構取り外し作業」に関し、社内マニュアルで定めたチェックシートの記録が紛失していることが認められたことから、対応検討	C	
6	4号機	原子炉補機冷却ポンプ（A）メカニカルシール用洗浄配管の継ぎ手部より、微少の水のリーク（60秒に1滴）が認められたことから、当該継ぎ手部を点検・修理	D	
7	5号機	原子炉隔離時冷却系タービン入口側ドレンポットの水位高を示す警報が発生し即復帰する事象の繰り返し認められたことから、当該ドレンポット用ドレントラップを点検・修理	D	
8	5号機	計装用圧縮空気系空気圧縮機（A）用後備冷却器ドレントラップ排水配管に接続の仮設排水ホースにヒビが入り微少のリーク（滲み程度）が認められたことから、当該仮設排水ホースを交換	D	
9	5号機	ほう酸水注入系注入ポンプ（A）のクランクケース内空気抜き器に油の詰まりによる微小の油リーク（滲み程度）が認められたことから、当該空気抜き器を点検・修理	D	
10	5号機	所内ボイラ系ボイラ（B）主バーナー噴霧用蒸気フレキシブル配管接続部に蒸気のリークが認められたことから、当該フレキシブル配管を交換	D	
11	5号機	廃棄物処理系廃液濃縮器（A）が操作を行っていないにも関わらず、レベルが変動（ハンチング）する事象が認められたことから、当該レベル制御系を点検・修理	D	
12	6号機	主発電機水素補給用ボンベ切替時にA系母管元弁の銅管結合部にリークが認められたことから、当該結合部を隔離し点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	集中環境施設	廃液濃縮系中和用硫酸タンク入口弁前弁のグランド部に薬液漏れ跡が認められたことから、当該弁グランド部を点検・修理	D	
14	集中環境施設	補助ボイラ脱気器（B）から（A）に切り替え時にレベル調節弁（A）の制御不良が認められたことから、当該制御弁を点検・修理	D	
15	その他	事務本館脇燃料グループ用機材倉庫内北側の消火栓元弁の弁箱から弁棒部が外れ、水の漏えい（600リットル程度）が認められたことから、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・ 原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・ 圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで